

第12号議案

「品川区職員定数条例の一部を改正する条例」

○新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>2,580人</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>付 則</p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第2条第1項の定数を超える員数については、70人を限度として令和5年3月31日までは定数外とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>2,541人</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(定数の配分)</p> <p>第3条 (略)</p>

令和4年度 定数条例関係

■定数増減合計

39

■所属別内訳

所属名	増	減
情報推進課	3	
経理課	3	1
荏原第一地域センター	1	
戸籍住民課	1	
スポーツ推進課	2	
オリンピック・パラリンピック準備課		4
子ども育成課	22	
子ども家庭支援センター	8	
保育園		17
高齢者福祉課	2	
高齢者地域支援課	1	
障害者福祉課	5	
生活福祉課	1	
国保医療年金課	1	
保健予防課	8	
品川保健センター	1	
荏原保健センター	1	
環境課	1	
庶務課	1	
教育総合支援センター	2	
品川図書館		1
小中学校		2
合計	64	25
差引	39	

令和4年度 定数条例関係

■定数増減合計 39

■職種別内訳

職種	増	減	備考
一般事務	28	5	情報推進課+3、経理課+2、荏原第一地域センター+1、戸籍住民課+1、スポーツ推進課+2、オリンピック・パラリンピック準備課△4、子ども育成課+2、子ども家庭支援センター+1、高齢者福祉課+2、高齢者地域支援課+1、障害者福祉課+5、国保医療年金課+1、保健予防課+6、教育総合支援センター+1、品川図書館△1
福祉	11		子ども育成課+4、子ども家庭支援センター+6、生活福祉課+1
保育士	15	14	子ども育成課+15、保育園△14
心理	2		子ども育成課+1、教育総合支援センター+1
建築	1		経理課+1
機械	1		庶務課+1
電気	1		環境課+1
保健師	5		子ども家庭支援センター+1、保健予防課+2 品川保健センター+1、荏原保健センター+1
電話交換		1	経理課△1
作業Ⅲ(用務)		5	保育園△3、小中学校△2
合計	64	25	
差引	39		

令和4年度 定数条例関係

年度	条例本文		付則	合計	
		対前年			対前年
S58	3,845	△ 8	40	3,885	32
S59	3,781	△ 64	30	3,811	△ 74
S60	3,764	△ 17	30	3,794	△ 17
S61	3,739	△ 25	30	3,769	△ 25
S62	3,701	△ 38	35	3,736	△ 33
S63	3,657	△ 44	44	3,701	△ 35
H1	3,657	—	42	3,699	△ 2
H2	3,657	—	41	3,698	△ 1
H3	3,657	—	38	3,695	△ 3
H4	3,657	—	—	3,657	△ 38
H5	3,657	—	—	3,657	—
H6	3,632	△ 25	—	3,632	△ 25
H7	3,567	△ 65	—	3,567	△ 65
H8	3,499	△ 68	—	3,499	△ 68
H9	3,347	△ 152	81	3,428	△ 71
H10	3,229	△ 118	92	3,321	△ 107
H11	3,158	△ 71	58	3,216	△ 105
H12	3,302	144	105	3,407	191
H13	3,086	△ 216	144	3,230	△ 177
H14	2,977	△ 109	134	3,111	△ 119
H15	2,903	△ 74	96	2,999	△ 112
H16	2,832	△ 71	70	2,902	△ 97
H17	2,759	△ 73	50	2,809	△ 93
H18	2,692	△ 67	40	2,732	△ 77
H19	2,641	△ 51	30	2,671	△ 61
H20	2,606	△ 35	30	2,636	△ 35
H21	2,578	△ 28	30	2,608	△ 28
H22	2,551	△ 27	70	2,621	13
H23	2,523	△ 28	70	2,593	△ 28
H24	2,497	△ 26	70	2,567	△ 26
H25	2,486	△ 11	70	2,556	△ 11
H26	2,480	△ 6	70	2,550	△ 6
H27	2,475	△ 5	70	2,545	△ 5
H28	2,475	—	70	2,545	—
H29	2,475	—	70	2,545	—
H30	2,480	5	70	2,550	5
H31	2,489	9	70	2,559	9
R2	2,503	14	70	2,573	14
R3	2,541	38	70	2,611	38
R4	2,580	39	70	2,650	39